

障がい学生支援センターだより

誰もがいきいきと学べる大学

第 1 号 CONTENTS

- ※ **障がい学生への合理的配慮**
障がい学生への合理的配慮の考え方と、具体的な配慮について、ご紹介します！

NEWS !

障がい学生支援センターHPをプチ・リニューアルし、Web アクセシビリティを UP しました↑↑ぜひご覧ください！

変更点

- ※ 文字サイズを変更できるようになりました（標準→拡大）
- ※ 背景色・文字色をできるようになりました（白黒反転）

大学 HP

- 学生生活
- 学生相談・健康相談
- 障がい学生支援センター

URL: (裏面をご覧ください)

誰もがいきいきと学べる大学

支援
学生

障がい
学生

関係
教職員

支援
センター

障がい学生への合理的配慮

「障害者差別解消法」が施行され、**国立大学における障がいのある学生への合理的配慮が義務化**されてから1年が経ちました。

新年度が始まる今、

「**障がい学生への合理的配慮**」について、教職員のみなさま1人1人にあらためてご理解いただきたく、ポイントをご紹介します。

合理的配慮の考え方

大学等における合理的配慮とは？

合理的配慮とは、障害のある学生が、他の者と平等に『教育を受ける権利』を享有・行使することを確保するために、大学等が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある学生に対し、その状況に応じて個別に提供されるもの。

(障害のある学生の修学支援に関する検討会報告第一次まとめ, 2012)。

障がい学生が学びたいことを十分に学べるようにするための、ニーズに応じた工夫。それが「**合理的配慮**」です。

障がい学生から修学上の困難さや必要な配慮依頼の申出があった場合、われわれはまず、**障がい学生と丁寧に対話する**ことが求められ、学生の意思と教育的ニーズを丁寧に把握することが必要です。

その上で、大学ではどんな配慮ができるか、本人を含めた関係者間（学部や支援センター等）で、配慮内容を十分に検討・決定していくことになります。

合理的配慮を決定する際のポイント！

- ※ 配慮要請は本人からが原則。
- ※ 配慮内容の決定にあたっては、以下の点を留意する。
 - 学生の教育的ニーズを可能な限り尊重すること
 - 授業の達成基準、卒業要件等を大幅に変えない・下げないこと
 - 他の学生に、教育上多大な影響を及ぼすような変更や調整ではないこと
 - 体制面、財政面において、均衡を失した、または過度の負担を課さないもの
- ※ 希望する配慮を実施できない場合は、その理由を説明し、代替案を共に検討する。

「合理的配慮」は **対話** から始まります
障がい学生への支援をともに考えていきましょう
ご理解、ご協力の程 よろしくお願ひいたします

オモテ面では、「合理的配慮のポイント」についてご紹介しました。

障がい学生に対し、個別に合理的配慮を提供することも大事ですが、障がい学生にとって社会的障壁となりうるもの（物理的障壁、制度、慣行、習慣）を予め除去し、より多くの学生にとって学びやすいように環境整備を進めることも重要です。

そのためには、「**障害の有無にかかわらず、多様な学生がこのキャンパスで学んでいる**」と大学全体で意識していくことが必要です。そのことによって、**キャンパス内の多文化共生の実現**につながります。さらに、個々の障がい学生への配慮提供の負担が軽減されることにもつながります。

そこで、障がい種別問わず有効と思われる授業上の配慮を、以下にご紹介します。

障がい共通

講義資料

- 障がい学生の希望に応じて、可能なかぎり事前に本人にお渡しください。



- ※ 視覚障がい学生は、印刷物の活字を読むことができない、あるいは難しいため、事前に電子データがもらえると、自分で読める形に準備をして授業に臨めます。（例えば、点字プリンタで印刷し、点字で読む等）。読み障がいのある学生にとっても同様です。
- ※ 聴覚障がい学生や発達障がい学生など、視覚情報が有効な学生にとっても、事前に資料があると見通しを持って参加することができます。
- ※ 運動障がい学生、特に手が不自由な学生は資料めくりや整理が困難な場合があり、電子データをパソコンやタブレットに取り込んで授業に参加することを希望する学生がいます。
- ※ Webclass 等を利用して、資料を事前に提供すると、より多くの学生にとって参加しやすくなるでしょう。



板書

- **大事な情報は、板書**してください（専門用語や試験範囲、課題締め切り、休講情報等）。



- ※ 試験範囲や課題締め切り、休講・補講情報等、単位取得に大きく関わるようなことは、必ず板書あるいは文書等、視覚情報としてご提示ください。
- 特に、聴覚障がい学生、発達障がい学生は、情報入手あるいは情報理解に困難さがあるため、文字として後に残り、何度も確認できる形で情報を得られると、試験や課題に適切に臨みやすくなります。
- ※ ただし、視覚障がい学生の場合、板書内容を確認することが難しいため、板書内容を読み上げてください。文書で伝達する場合、視覚障がい学生には、紙媒体ではなく、メール等テキストデータで伝達してください。

授業方法

- 「ここ」「そこ」等の**指示語は避け**、何を指しているのか具体的にご説明ください。



- ※ 視覚障がい学生は、指示された対象を見ることが難しいです。
- ※ 聴覚障がい学生の場合は、先生の唇の動きを読み取って話を理解している学生が多いので、先生の唇の動きと指示されたものを同時に見ることは難しく、指示されたものがわからないことがあります。
- ※ 発達障がい学生も指示語が理解しにくいといわれています。



その他にも、「**教職員のための障がい学生支援ガイドブック**」には、障がい学生への様々な配慮等について記載していますので、ぜひご覧ください！
障がい学生への支援や配慮についてご相談があれば、遠慮なく支援センターまでお問い合わせください。

障がい学生支援センター TEL: 023-628-4922 FAX: 023-628-4485
E-mail: shougai-shien@jm.kj.yamagata-u.ac.jp
ホームページ URL : <http://www.yamagata-u.ac.jp/jp/scsd/>

支援センター
HPのURLは、
右のコードから
読み取れます

